

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」会則

平成15年9月7日全体会議決定

平成15年11月1日全体会議決定

平成16年7月4日全体会議決定

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」を、参加者が自主的に運営するため、この会則を定める。

1 名称

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」

通称は、「協働区民フォーラム」(以下、「協働区民フォーラム」という。)とする。

2 設置の目的

目黒区が策定する「区民と行政の協働によるまちづくり」を推進するための方針(以下、「方針」という。)について、区の「方針」検討に先立ち、広範かつ多数の区民の参加によって、協働型社会の実現のためのしくみや制度を区民が自主的に議論し、検討した結果を提言としてまとめ「方針」に反映させることを目的とする。

協働型社会 : 区民と行政が、相互に対等の立場で連携・協力し、各々の役割分担に基づく責任と義務を果たすことによって、よりよい目黒の実現を図ろうとする社会

3 提言

(1) 提言の提出

「協働区民フォーラム」が検討した結果は、「目黒らしい協働のあり方(仮称)」としてまとめ区長に提言する。

(2) 提言の時期

提言は、「協働区民フォーラム」設置後、概ね1年を目標に提言する。

(3) 提言後の反映状況の確認と意見

提言提出後、区が「方針」の案を検討する段階で、提言内容の反映状況を確認し、意見を提出する。

4 設置の期間

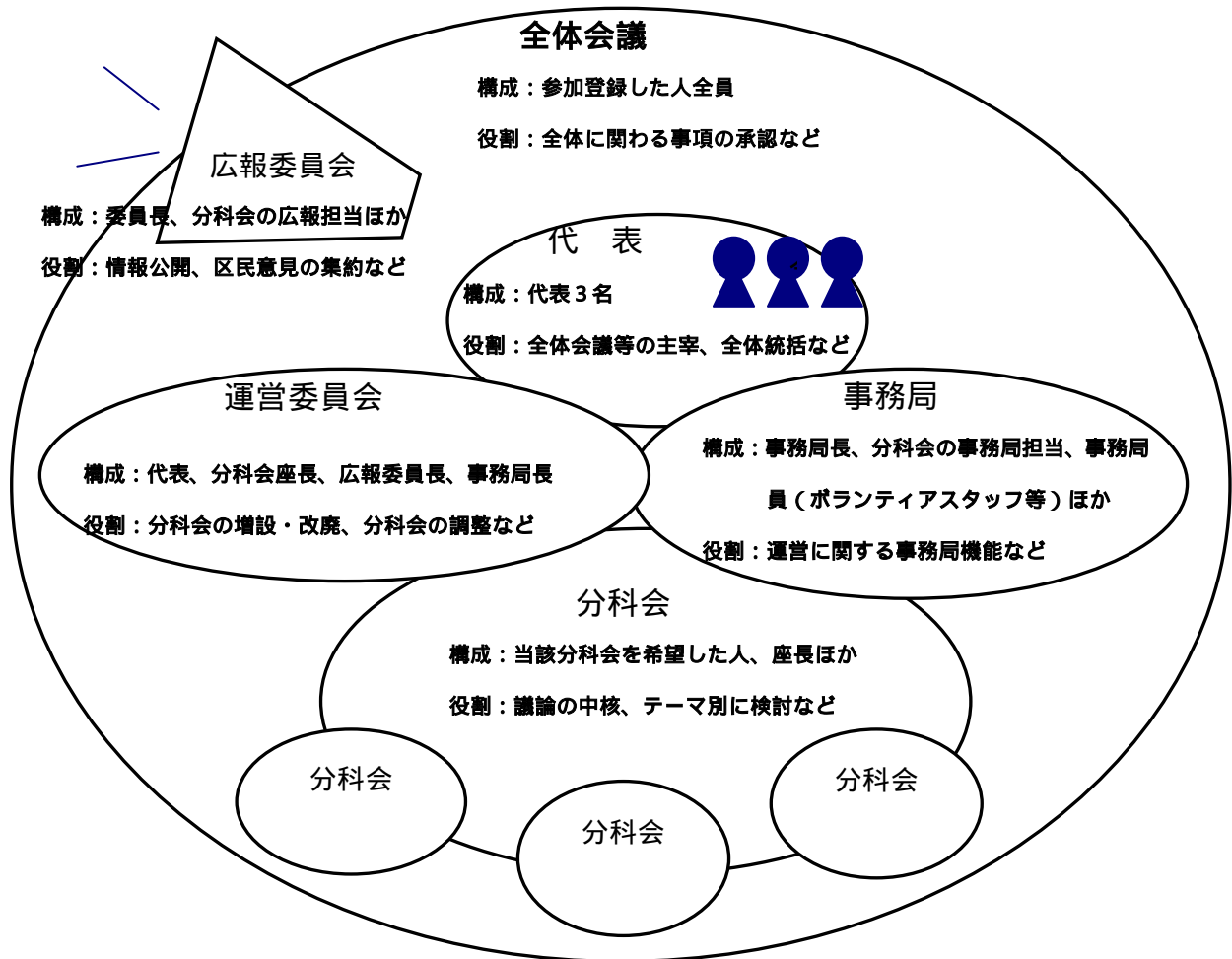
協働区民フォーラムの設置期間は、区が「方針」の案を策定するまでとする。

5 協働区民フォーラムの参加者

在住・在勤・在学・在活で、参加を申し込み登録した人

在活：区内でボランティア活動やNPO活動など、さまざまな活動をしている人。
在勤・在学の類似ケースとしての考え方。

6 組織図（イメージ）



7 全体会議の設置

(1) 構成

「協働区民フォーラム」に登録した人、全員で構成する。

(2) 役割

代表・広報委員長・事務局長の選出

「協働区民フォーラム」全体に関わる事項の承認

予算・決算の確定

区長への提言事項の承認

8 代表の設置

(1) 構成

代表3名を置く。

(2) 役割

全体会議、運営委員会の主宰者
情報公開事項の決定と公式発表の責任
予算の管理等統括

9 運営委員会の設置

(1) 構成

代表
各分科会座長
事務局長
広報委員長

(2) 役割

分科会の新設・増設・再編成の決定
各分科会の活動調整
団体等との意見交換、収集意見の反映
情報収集や調査等の企画、調整、決定
会則等の変更の検討
区との相互連絡調整会議への出席者等の選出

10 広報委員会の設置

(1) 構成

広報委員長
各分科会の広報担当者
広報・インターネットに詳しい人

(2) 役割

区民への情報公開の運営
参加していない区民の意見の収集
公式発表資料作成等

11 事務局の設置

(1) 構成

事務局長
各分科会の事務局担当者

事務局員（有償スタッフ・ボランティアスタッフ）

（２）役割

「協働区民フォーラム」の運営に関する事務局機能

1.2 分科会の設置

（１）構成

当該分科会を希望した人

（２）役割

「協働区民フォーラム」の議論の中核としての機能

（３）分科会の進め方

参加者の十分な共通理解の下で円滑に検討を進めるため、分科会を第１段階と第２段階に分ける。

第１段階

第１段階では、「協働区民フォーラム」の検討趣旨に関する共通理解を図り、第２段階での分科会テーマについて検討する。

第１段階の期間は２ヶ月程度とする。

第２段階

第１段階の検討を踏まえたテーマ設定とする。

第２段階は、協働のしくみづくりを検討し、具体的提言を作成する。

（４）分科会構成

16.7.5～

協働事業実施のしくみ 分科会

政策過程への参画のしくみ 分科会

区民活動活発化のしくみ 分科会

15.11.1～16.7.4

区民と行政の新しい役割は、どうあるべきか 分科会

区民活動の育成と連携は、どうあるべきか 分科会

区民活動の自立化のための支援は、どうあるべきか 分科会

区民意見の反映や行政への住民参画は、どうあるべきか 分科会

行政と区民及び区民同士の情報共有は、どうあるべきか 分科会

15.9.7～15.10.31

関係 分科会

ひと 分科会

もの 分科会

かね 分科会

情報 分科会

1.3 分科会の組織

座長（兼運営委員会メンバー）

事務担当
広報担当

〔 ・ 兼事務局・広報委員会メンバー
・ 分科会の庶務、記録等 〕

1.4 分科会参加者のルール

個人の立場での発言をする。

座長の指示する発言時間を厳守する。

進行への協力にこころがける。

会議開催日時の確認は、各自行う。

遅刻、欠席は、連絡する。

参加者氏名及び発言は原則公表する。

議事録の公表に同意する。

1.5 会議のルール

会議のルールは別に定める。

1.6 所在地

「協働区民フォーラム」の所在地は次のとおりとする。

目黒区中町二丁目4番13号 中町二丁目共同ビル内

- 付 則
- 1 本会則は、平成15年9月7日より発効する。
 - 2 本会則は、会則4に定める設置期間の終了をもって効力を失う。
 - 3 本会則は、平成15年11月1日より発効する。
 - 4 本会則は、平成16年7月4日より発効する

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」会議のルール

自由、闊達な発言や新たな発想を最大限尊重し、かつ会議を円滑かつ効率よく運営することにより「協働区民フォーラム」の目的を達成するため、下記のルールを定める。

1 会議のルール

- (1) 目黒区民全体の視点・関心を念頭において進める。
- (2) 徹底した議論・自由な発言を最大限に尊重する。
- (3) 言いつばなし、聞きつばなしでなく、責任のとれる議論をこころがける。
- (4) 合意の形成をめざし、いったん合意した内容は尊重する。
- (5) 具体的かつ実効性ある提言づくりをめざす。

2 進行のルール

- (1) 各会議の開始・終了の時間を厳守する。
- (2) 発言の公平性・順序に配慮する。
- (3) 意見の集約方法
 - 原則 : 全員合意
 - 必要な時 : 両論併記
 - 迅速な決定時 : 出席者の2 / 3以上の賛成
- (4) 会議の公開 公開を原則とする。
- (5) 傍聴者 傍聴は自由とする。
なお、傍聴者は発言できるが、決定に関与できない。

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」と 目黒区のパートナーシップ協定書

前文

目黒区が長期計画の基本方針として掲げる「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」のためには、区民は自主的・自立的に活動し、行政は区民と行政の活動の協働効果が最大になるよう取り組むことが肝要です。

今回、広範かつ多数の区民の参加によって設立された「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」(以下、「協働区民フォーラム」という。)と目黒区(以下、「区」という。)は、区の「区民と行政の協働によるまちづくり」を推進するための方針(以下、「方針」という。)検討に先立ち、協働型社会の実現のためのしくみや制度を区民が自主的に検討し提言するという、これまでにない取り組みを行うこととしました。

この「方針」は、目黒らしい協働型社会の実現に向けての指針となるものであり、「方針」検討に当たったの白紙段階からの「協働区民フォーラム」と区の連携・協力は、まさに「区民と行政の協働」に相応しい関係と言えるものです。

そこで、「協働区民フォーラム」と区は、目黒らしい協働型社会の実現に向けてスタートすることを宣言し、下記のとおりパートナーシップ協定を締結します。

1 協定の目的

協働型社会の実現に向けた提言「目黒らしい協働のあり方(仮称)」の検討及び作成等に関して、「協働区民フォーラム」と区の役割分担や相互の連携・協力の内容を定めるものです。

2 「協働区民フォーラム」と区の8つの協働原則

「協働区民フォーラム」と区は、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等の原則 : それぞれの役割や責務を自覚し、対等な立場に立つこと
- (2) 情報共有の原則 : 必要な情報を共有すること
- (3) 話し合いの原則 : 考え方や意見の交換の場を設け、話し合うこと
- (4) 相互理解の原則 : 相互の立場や特性の理解に努めること
- (5) 共通目的の原則 : 共通する目的を探り、目的を共有すること
- (6) 自主性尊重の原則 : それぞれ自主的に取り組むとともに、相互に自主性を尊重すること
- (7) 公開性の原則 : 自ら進んで情報を提供するとともに、活動の内容や経過の公開に努めること
- (8) 時限性の原則 : 依存的・惰性的な関係となることを防ぐため、期限や目標を定めること

3 「協働区民フォーラム」の役割と責務

- (1) 「協働区民フォーラム」は、別途定める会則により自主的に検討します。

- (2)「協働区民フォーラム」は、さまざまな活動団体や参加していない区民の意見・要望も幅広く集めて検討します。
- (3)「協働区民フォーラム」は、協定の締結から概ね1年を目標に検討の結果をまとめ、区長に提言します。
- (4)「協働区民フォーラム」は、提言提出後、「方針」の案を区が検討する段階で、提言内容の反映状況を確認し、意見を提出します。
- (5)「協働区民フォーラム」は、検討に係る費用を明らかにするとともに、区からの補助については用途を明らかにして、適宜その内容を報告します。

4 区の役割と責務

- (1)区は、「協働区民フォーラム」の自主的な検討を尊重します。
- (2)区は、「協働区民フォーラム」の検討に必要な下記に掲げる支援を行います。
 - ・情報の収集、提供、公開
 - ・活動に必要な場所の提供
 - ・専門家の派遣
 - ・調査活動への支援
 - ・予算範囲内での検討経費の補助、備品等の提供
- (3)区は、「協働区民フォーラム」に補助した経費の用途や提供した備品等の使用が適切かどうかの確認を行います。
- (4)区は、「協働区民フォーラム」の検討に係る区の各セクションとの連絡及び意見調整を必要に応じて行います。
- (5)区は、「協働区民フォーラム」の提言内容を最大限反映して、「方針」の案を策定します。
- (6)区は、「方針」の案を検討する段階で、提言内容がどのように反映されているか、反映されていないとすればその理由について、「協働区民フォーラム」に説明するとともに、意見を求めます。

5 相互の連絡・調整について

「協働区民フォーラム」と区は、相互の連絡・調整を円滑に行うため必要な事項について、適宜、連絡調整の会議を開催して協議します。

6 協定の有効期限

協定は、「協働区民フォーラム」と区との合意をもって締結し、有効期限は区が「方針」の案を策定するまでとします。

7 その他

「協働区民フォーラム」と区は適宜協議を行うものとし、この協定に定めるもののほか両者

が協定を遂行する上で必要があると認めるものについては、合意をもって協定に加えることができるものとしします。

平成15年9月7日

協働のしくみづくりを考える区民フォーラム

代表 安藤 嘉昭

代表 久保田 邦子

代表 斉藤 義明

目 黒 区 長